

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充・延長**）

（農林水産省）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例			
税目	所得税（措法第 24 条の 2 及び 24 条の 3） 法人税（措法第 61 条の 2、61 条の 3、68 条の 64 及び 68 条の 65）			
要望の内容	<p>農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の拡充及び 2 年延長 〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 水田・畑作経営所得安定対策、戸別所得補償モデル対策及び農地・水・環境保全向上対策の交付金等を交付された担い手（青色申告を行う認定農業者等）が、認定計画に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 担い手が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>〔拡充要望内容〕 戸別所得補償制度の本格実施等、平成 23 年度予算の組み替えに伴う、農業経営基盤強化準備金の対象となる交付金等の見直し及び農業経営改善に必要な加工用機械等の対象資産の追加等。</p> <table border="1" data-bbox="874 869 1474 958"> <tr> <td data-bbox="874 869 1219 958">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 869 1474 958">－ 百万円 （▲4,100 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲4,100 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲4,100 百万円）			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊等、危機的な状況にあり、安全で安心な国内農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務である。</p> <p>このためには、意欲あるすべての農業者等が、将来にわたって農業を継続し、経営の規模拡大や多角化等の経営発展に取り組める環境を整備することなどにより、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。</p> <p>戸別所得補償制度等の交付金の交付を受けた担い手に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産等への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「効率的かつ安定的な農業経営」を実現するためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には、多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要がある。</p> <p>一方、戸別所得補償制度等の農業経営の安定を図ること等を目的とした交付金等は、米、麦・大豆等を生産する土地利用型農業を行う農家が、一定の所得を確保することを目的としたものであることから、その用途は制限されていない。</p> <p>このため、これらの交付金等の交付を受けたことによって生じた所得を、更に、農業経営の基盤強化のための農地や農業用機械等の農業用固定資産等の取得に活用されるよう誘導するためには、税制度による本特例措置の適用が必要不可欠である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
		政策の達成目標	<施策名> 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保 戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、各般の施策の実施により地域農業の担い手の中心となる家族農業経営の経営改善の取組、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農の組織化、雇用創出等により地域の農業の生産活動に寄与している法人経営の育成を推進する。 <達成目標> 平成32年において、農地面積のうち販売農家が7割程度（うち主業農家4割程度）、法人経営が1割程度、集落営農が2割程度を担う姿を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	平成32年において、農地面積のうち販売農家が7割程度（うち主業農家4割程度）、法人経営が1割程度、集落営農が2割程度を担う姿を目指して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、地域農業の担い手への農地の利用集積を促進する。
		政策目標の達成状況	平成21年度の状況。農地面積のうち販売農家が担う面積割合は71%（うち主業農家38%）、法人経営が担う面積割合は3%、集落営農が担う面積割合は11%。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	(23年度見込み) 対象者数 95,812経営体（個人 81,394 法人 14,418） 適用者数 8,506経営体（個人 6,277 法人 2,229）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ 本措置を活用した農地等の取得計画（平成21年度末ベース） 農用地 10,747ha 382億円 農業用機械等 9,026台 532億円 計 913億円 ○ 準備金積立残高 429億円 ○ 今後の積立等必要額 484億円
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	準備金制度の対象となる交付金等 (23年度要求) (22年度) 戸別所得補償制度 6,452億円 5,523億円 水田・畑作経営所得安定対策 838億円 2,391億円 耕畜連携対策 組み替え 16億円 環境保全型農業直接支払対策 ¹ 45億円(所要額) 26億円 (平成22年度までは農地・水・環境保全向上対策) 米政策改革推進対策 - 145億円

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>戸別所得補償制度等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>																																								
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、戸別所得補償制度等の交付金の交付を受けた担い手が、コスト削減等の経営努力により生み出した所得を、担い手の主体的な経営判断により、計画的に農業経営発展のために投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進するために極めて有効な手法である。</p> <p>また、本措置は非課税措置ではなく、課税の繰り延べであることから必要最小限の措置である。</p>																																								
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>適用件数</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>93,705人</td> <td>3,391件</td> <td>1,787百万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>(78,614)</td> <td>(2,765)</td> <td>(943)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(15,091)</td> <td>(626)</td> <td>(844)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>97,833人</td> <td>6,223件</td> <td>4,676百万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>(81,394)</td> <td>(4,805)</td> <td>(2,379)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(16,439)</td> <td>(1,418)</td> <td>(2,297)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>98,967人</td> <td>7,828件</td> <td>5,999百万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>(81,394)</td> <td>(5,883)</td> <td>(3,048)</td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td>(17,573)</td> <td>(1,945)</td> <td>(2,951)</td> </tr> </tbody> </table>		対象者数	適用件数	減税額	平成19年度	93,705人	3,391件	1,787百万円	個人	(78,614)	(2,765)	(943)	法人等	(15,091)	(626)	(844)	平成20年度	97,833人	6,223件	4,676百万円	個人	(81,394)	(4,805)	(2,379)	法人等	(16,439)	(1,418)	(2,297)	平成21年度	98,967人	7,828件	5,999百万円	個人	(81,394)	(5,883)	(3,048)	法人等	(17,573)	(1,945)	(2,951)
		対象者数	適用件数	減税額																																							
	平成19年度	93,705人	3,391件	1,787百万円																																							
個人	(78,614)	(2,765)	(943)																																								
法人等	(15,091)	(626)	(844)																																								
平成20年度	97,833人	6,223件	4,676百万円																																								
個人	(81,394)	(4,805)	(2,379)																																								
法人等	(16,439)	(1,418)	(2,297)																																								
平成21年度	98,967人	7,828件	5,999百万円																																								
個人	(81,394)	(5,883)	(3,048)																																								
法人等	(17,573)	(1,945)	(2,951)																																								
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置を活用した農地の取得面積は、3,240ha(20年度)であり、20年の基盤強化法に基づく耕作目的の農地の所有権移転面積(以下、基盤強化法に基づく流動化面積)の約12%を占めている。</p> <p>また、基盤強化法に基づく流動化面積のうち認定農業者(法人を含む)が取得した面積の対前年の伸び率を見ると、以下のとおり、本措置が創設された平成19年以降大きく伸びており、少なからず、本措置の効果が現れているものと推測される。</p> <p>H17→18が6%増、H18→19(制度創設)が14%増、H19→20が45%増</p> <p>さらに、このうち認定農業者が取得した農地面積に占める本措置の利用割合は、H19が7%、H20が18%となっており、地域農業の担い手への農地の集積に大きく寄与しているものと推測される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定農業者が取得した農地面積 (対前年)</th> <th>本措置を活用して取得した農地面積<左の面積に占める割合></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>12,867ha (14%)</td> <td>930ha <7%></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>18,432ha (45%)</td> <td>3,240ha <18%></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本措置を活用して取得された農業用機械等は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>232台</td> <td>取得価額 10億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,144台</td> <td>取得価額 46億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,888台</td> <td>取得価額 72億円</td> </tr> </tbody> </table>		認定農業者が取得した農地面積 (対前年)	本措置を活用して取得した農地面積<左の面積に占める割合>	平成19年度	12,867ha (14%)	930ha <7%>	平成20年度	18,432ha (45%)	3,240ha <18%>	平成19年度	232台	取得価額 10億円	平成20年度	1,144台	取得価額 46億円	平成21年度	1,888台	取得価額 72億円																							
	認定農業者が取得した農地面積 (対前年)	本措置を活用して取得した農地面積<左の面積に占める割合>																																									
平成19年度	12,867ha (14%)	930ha <7%>																																									
平成20年度	18,432ha (45%)	3,240ha <18%>																																									
平成19年度	232台	取得価額 10億円																																									
平成20年度	1,144台	取得価額 46億円																																									
平成21年度	1,888台	取得価額 72億円																																									
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「平成21年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について(平成22年5月21日)」から抜粋</p> <p>IV-⑦意欲と能力のある担い手の育成・確保</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図る。</p> <p><目標>①担い手の育成・確保</p> <p><達成目標></p> <p>農業経営改善計画の認定数：192千経営体(平成16年度基準値) 272千経営体(平成21年度目標値)</p>																																									

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>「平成21年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について(平成22年5月21日)」から抜粋 <政策評価結果(有効性)> 農業経営改善計画の認定数が、20年12月末現在で24.5万経営体となっており、目標の達成状況は「Bランク(達成度合:50%以上90%未満)」となった。これは、水田・畑作経営所得安定対策が2年目を迎え、本対策への加入を契機とした農業経営改善計画の認定申請が一段落したことや燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰、不況による需要の減退等、農業者の経営環境が厳しい状況にあり、農業者の経営改善の目標を定めにくい環境であったこと等によるものと考えている</p> <table border="0"> <tr> <td>認定農業者数</td> <td>[評価]</td> </tr> <tr> <td>平成19年3月: 229千</td> <td>[-] (うち法人11,043)</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月: 239千</td> <td>[A] (うち法人12,251)</td> </tr> <tr> <td>平成20年12月: 245千</td> <td>[B] (うち法人12,998)</td> </tr> </table>	認定農業者数	[評価]	平成19年3月: 229千	[-] (うち法人11,043)	平成20年3月: 239千	[A] (うち法人12,251)	平成20年12月: 245千	[B] (うち法人12,998)
認定農業者数	[評価]									
平成19年3月: 229千	[-] (うち法人11,043)									
平成20年3月: 239千	[A] (うち法人12,251)									
平成20年12月: 245千	[B] (うち法人12,998)									
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加 [法人税] ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設 [所得税] 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p>								